

特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県三島市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を静岡県静岡市及び宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・行政・企業がパートナーシップにより『水の都・三島』の自然環境の再生・創造に向け、連携し協働しながら、地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業を行い、よって地域総参加型の自立した地域システムの構築に寄与することを目的とする。

また、この法人が「市民会社」として自立、成長することにより、高齢者や女性に対して、新たな雇用機会の創出等、行政や企業では担えない社会的ニーズに対応できる継続的、発展的な市民活動団体となることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動

(13) 経済活動の活性化を図る活動

(14) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 地域環境の改善保持、地域遺産・自然の保護再生を目的とした地域環境改善事業

② 地域環境改善事業の企画立案、設計、施工、管理、運営に関する受託事業

③ 次世代の子供たちを育てるための実践的な環境教育推進事業

④ 全国各地・諸外国の先駆的活動地区への視察研修事業

⑤ インターネット、情報紙、研修会等を通しての広報啓発事業

⑥ 他市民団体や企業、行政に対しての助言、指導協力事業

⑦ 全国各地の地域活動団体とのネットワーク構築事業

⑧ 災害時ボランティア活動事業

⑨ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 料理飲食店業

② 出版業

③ 物品販売業

④ 技芸教授業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団等が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの。

(3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者で理事会において推薦された個人又は団体。

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその趣旨を通知しなければならない。

3 特別会員に推薦されたものは入会の手続きを要せず、本人又は団体の承認をもって会員となる。

(会費等)

第8条 正会員は、会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定める。

3 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て退会したものとみなす。

(1)死亡したとき。団体にあつては解散したとき。

(2)会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催促してもそれに応じないとき。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事長 1人

(2)副理事長 2人以内

(3)専務理事 1人

(4)理事(理事長、副理事長、専務理事を含む。)3人以上15人以内

(5)監事 2人

(役員を選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれに該当する者は、この法人の役員になることができない。

- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐するとともに、理事長、副理事長に事故あるとき又は理事長、副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の議決に基づいてその役員を解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に
弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第17条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事又は評議員を兼任することができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

(名誉会長、顧問)

第18条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、法人運営における重要事項について理事長の諮問に応じ、意見を述べるこ
とができる。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

4 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員を選任又は解任及び報酬

(7)会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)第12条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名及び名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第12条第5項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、5日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は理事の現在数の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第38条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は総会の議決により5人以上30人以内を選任し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第13条、第15条、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じ、必要な事項について評議し、助言する。
- 3 評議員会は、理事長が書面をもって招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議事は、評議員の過半数が出席し、出席評議員の過半数をもって決する。
- 6 議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、出席した評議員のうちその会議において互選された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、それを保存しなければならない。
- 7 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員は、次項の規定に基づいて、理事長が委嘱する。
- 3 委員及び委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類)

第42条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを

備え置かなければならない。

2 事務局は毎会計年度終了後3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(1)前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

(2)役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)

(3)前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

(4)前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第43条 会員及び利害関係者から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)資産から生ずる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第47条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、事業年度開始までに通常総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の処分)

第55条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て類似の目的を持つ団体に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず3,000円とする。

3 この法人の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総

会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

付 則

1 この定款は平成17年6月1日から施行する。

2 この法人の主たる事務所は静岡県三島市本町7番30号とする。

付 則

1 この定款は平成22年6月13日から施行する。

2 この法人の主たる事務所は静岡県三島市芝本町1番43号とする。

付 則

1 この定款は平成24年6月24日から施行する。

2 この法人の主たる事務所は静岡県三島市芝本町1番43号とする。

3 この法人の従たる事務所は宮城県石巻市大街道西3丁目3番54号とする。

付 則

1 この定款は平成25年6月29日から施行する。

2 この法人の主たる事務所は静岡県三島市芝本町7番11号とする。

3 この法人の従たる事務所は静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の10及び宮城県石巻市大街道西3丁目3番54号とする。

付 則

1 この定款は平成26年6月14日から施行する。

2 この法人の従たる事務所は静岡県静岡市葵区東鷹匠町103番1及び宮城県石巻市鹿妻南5丁目1番69号とする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	緒明 實
副理事長	塚田冷子
理事	小松幸子
監事	石渡清司
監事	遠藤 隆